

平成24年1月6日

**(仮称)小田急バス登戸営業所新築計画に係る自主的環境影響評価  
審査書の公告について(お知らせ)**

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に準じて、自主的環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 事業者  
小田急バス株式会社  
代表取締役 星野 晃司  
東京都調布市仙川町二丁目19番地5
- 2 事業の名称及び所在地  
(仮称)小田急バス登戸営業所新築計画  
川崎市多摩区登戸3816-13他
- 3 自主的環境影響評価審査書公告年月日  
平成24年1月6日(金)
- 4 問合せ先  
(仮称)小田急バス登戸営業所新築計画準備室  
東京都調布市仙川町二丁目19番地5  
電話番号 03-5313-0861

(川崎市環境局環境評価室 担当)  
電話 044-200-2156

# **（仮称）小田急バス登戸営業所新築計画に係る自主的環境影響評価審査書**

**平成24年1月**

**川崎市**

はじめに

（仮称）小田急バス登戸営業所新築計画（以下「事業」という。）は、小田急バス株式会社（以下「事業者」という。）が、多摩区登戸 3816-13 他の工場跡地、約 1.0 ha の区域において、既存の生田営業所等の機能移転を目的に、新バス営業所として、営業所棟（4 階建）、洗車棟、給油所、倉庫棟及びバス駐車場等を建設するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 23 年 7 月 25 日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

## 1 事業の概要

### (1) 事業者

名 称：小田急バス株式会社

代表者：代表取締役 星野 晃司

住 所：東京都調布市仙川町二丁目 19 番地 5

### (2) 事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 小田急バス登戸営業所新築計画

種 類：バス営業所の新設

(川崎市環境影響評価に関する条例第 74 条の規定に基づく自主的な環境影響評価)

### (3) 事業を実施する区域

位 置：川崎市多摩区登戸 3816-13 他

区域面積：約 10,380 m<sup>2</sup>

用途地域：工業地域

#### (4) 計画の概要

##### ア 目的

バス営業所の新設

##### イ 土地利用計画

区 分	面積 (㎡)	割合 (%)	備 考
計画建物	約 2,350	約 22.6	営業所棟屋上一般車駐車場 (36 台)
駐 車 場	約 4,440	約 42.7	バス 111 台 (+予備 19 台)、来客者用 4 台
車 路	約 1,200	約 11.6	
通 路	約 345	約 3.3	利用客及び従業員用
緑 化 地	約 1,367	約 13.2	地上部緑化
駐 輪 場	約 40	約 0.4	バイク・自転車置場 (合計 50 台)
そ の 他	約 638	約 6.2	機械設備置場等
合 計	約 10,380	100.0	

##### ウ 建築計画等

区 分	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構 造	階 数	最高高さ (m)
営業所棟	約 1,993	約 3,779	鉄骨造	4	約 19
給 油 所	約 55	約 55	鉄骨造	1	約 7
洗 車 棟	約 216	約 216	鉄骨造	1	約 8
倉 庫 棟	約 58	約 58	鉄骨造	1	約 4
駐 輪 場* (バイク・自転車置場)	約 42	約 42	鉄骨造	1	約 3
バス停留所	約 15	約 15	鉄骨造	1	約 3
合 計	約 2,379	約 4,165	—	—	—
緑 被 率	約 25.6%				

\* : 駐輪場は営業所棟北側 1 棟、洗車場南側 1 棟の計 2 棟

## エ 設備計画

施設名	作業内容	主要設備	台数
作業場	3ヶ月点検 (法定点検)	・ ツインパワーリフト	6
		・ 新油タンク (1,000l)	2
	12ヶ月点検 (法定点検)	・ 廃油タンク (1,000l)	2
		・ インパクトレンチ (低騒音型)	9
		・ インパクトレンチ用コンプレッサー (低騒音型) 5.5kW	2
完成検査 (法定車検)	・ 塗装用コンプレッサー (低騒音型) 1.5kW	1	
洗車棟	完成検査 (法定車検)	・ ヘッドライトテスト	1
	部品作業	・ 排気ガステスト	1
給油所	バスの給油作業	・ BSテスト	1
		・ サイドスリップテスト	1
洗車棟	バスの車体洗浄	・ 警音測定器	1
		・ 部品洗浄機	2
給油所	バスの下部洗浄	・ 高圧温水洗浄機	1
		・ 温水器	1
給油所	バスの給油作業	・ 計量器	2
		・ 地下タンク (軽油 30k1)	2

## オ 施設運営計画

バスの出入庫台数等 (台/日・片道)

区分	平日	土曜日	休日
空車 (回送)	353	294	261
実車 (営業)	3	2	2
小計	356	296	263
通勤車両	103		
取引業者車両*	36		

\* : タンクローリー、ごみ収集車、貨物トラック等

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本事業は、バス営業所を新設するものであり、工事中における大気質、騒音、地域交通等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.041ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.066mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m<sup>3</sup>以下）を満足し、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.0652ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）を、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）は 0.0516mg/m<sup>3</sup>で、環境基準（0.20 mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型の建設機械や工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の大气質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.04253ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.06576mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、特定の日または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大气質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における施設関連車両の走行に伴う長期予測濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.04276ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.06595mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満

足すると予測し、さらに、エコドライブの徹底に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

供用時における駐車場の利用に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.038ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.062mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測し、さらに、アイドリングストップの徹底に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしているが、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を確実に実施すること。

## イ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、地上部は約 240m<sup>3</sup>、屋上部は、天然軽量土壌を使用し、約 106m<sup>3</sup>と予測している。さらに、樹木の健全な育成を図るため、年間維持管理計画を作成し、適切な剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草等を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市担当部署と協議すること。

### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 25.6%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」で定められた緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、大景木・高木・中木・低木、地被類を適切に組合せた植栽を行い、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとし

ている。

しかしながら、緑被率は屋上緑化を含めたものであることから、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

## ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

### (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地北西側敷地境界付近で 82.4 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り低騒音型の建設機械や工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 71.1～75.3 デシベルで、全ての地点で環境基準（計画地に接する調査地点；昼間：65 デシベル以下、それ以外の調査地点；昼間：60 デシベル以下）を超過するものの、将来基礎交通量による騒音レベルが既に環境基準を超える状況にあり、工事用車両等の走行に伴う増加分は 0.2 デシベル以下と予測している。これに対し、特定の日や時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルはピーク日において、平日では 70.1～75.6 デシベル、休日では 68.6～74.1 デシベルの範囲で、全ての地点で環境基準（計画地に接する調査地点；昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下、それ以外の調査地点；昼間：60 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）を超過するものの、将来基礎交通量による騒音レベルが既に環境基準を超える状況にあり、施設関連車両の走行に伴う増加分は平日では 0.7 デシベル以下、休日では 0.6 デシベル以下と予測している。これに対し、エコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

設備の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、空調室外機等に加え、インパクトレンチや洗車機等が稼働する6～23時で38.8～49.1デシベル、空調室外機等が稼働する23～6時で24.9～38.4デシベルであり、規制基準（東側敷地境界；6～23時：57.5～62.5デシベル以下、23～6時：50デシベル以下、南側敷地境界；6～23時：55～60デシベル以下、23～6時：47.5デシベル以下、西側及び北側敷地境界；6～23時：65～70デシベル、23～6時：55デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、設備の設置にあたっては、騒音の発生が低い機器を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

駐車場の利用に伴う等価騒音レベルの最大値は、昼間は北側敷地境界付近で48.8デシベル、夜間は西側敷地境界付近で40.5デシベルであり、環境基準（昼間：60デシベル以下、夜間：50デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、駐車場の利用にあたっては、低速走行（20km/h以下）を遵守し、急発進、急加速を行わないなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、将来基礎交通量による等価騒音レベルが既に環境基準を超えていることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に計画地周辺の関係者への周知を図ること。

#### (イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は計画地北側敷地境界で64.4デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り低振動型の建設機械や工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両等の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において29.0～45.8デシベルで、環境保全目標（計画地に接する調査

地点；昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下、それ以外の調査地点；昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、特定の日や時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時において、施設関連車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時において平日では 34.7～45.8 デシベル、休日では 31.5～44.6 デシベルで、環境保全目標（計画地に接する調査地点；昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下、それ以外の調査地点；昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、エコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、駐車場の利用に伴う振動レベルの最大値は北側敷地境界で 41.2 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、駐車場の利用にあたっては、低速走行（20km/h 以下）を遵守し、急発進、急加速を行わないなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等については、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

## エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

### （ア）一般廃棄物

供用時における一般廃棄物の年間発生量は、古紙が約 3 トン、厨芥類が約 21 トン、その他の可燃性廃棄物が約 17 トン、合計約 41 トンと予測し、これらについては、倉庫棟に分別集積所を整備し、リサイクルできる資源物は資源物回収業者に、その他の一般廃棄物は、許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託することから適正に収集、運搬、処分、リサイクルするとしている。さらに、従業員に対し、ごみの減量

化及びリサイクルの分別推進を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、ガラスくず・陶磁器くず約 19.2 トン、木くず約 15.6 トン、金属くず約 14.0 トン等、合計約 74.9 トンと予測している。これらについては、敷地内での分別保管を徹底し、許可を受けた収集運搬業者へ委託することから適正に収集・運搬するとし、また、処理方法については、それぞれの許可を受けた業者へ委託することにより適正に処理し、ガラスくず・陶磁器くずはガラス原料等に、木くずは再生紙原料等に、それぞれ再資源化し、建設工事全体におけるリサイクル率は約 79.5%と予測している。さらに、建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、発生抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、供用時における産業廃棄物の年間発生量は、金属くず約 61.5 トン、廃タイヤ約 39.0 トン、廃油約 8,835 リットル等で、これらについては、敷地内での分別保管を徹底し、許可を受けた収集運搬業者へ委託することから適正に収集・運搬するとしている。また、処理方法については、それぞれの許可を受けた業者へ委託することにより適正に処理し、廃タイヤは再生タイヤ等に、廃油は燃料等に、それぞれ再資源化するとしている。さらに、リサイクル推進の観点から分別保管場所を設置し、分別排出・集積・保管を適正に行い、再資源化するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 10,400 m<sup>3</sup>と予測し、このうち約

400m<sup>3</sup>は、場内の埋戻し土等として再利用に努め、計画地内での再利用が困難な場合、可能な限り他の建設工事で再利用し、それ以外については、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理するとしている。さらに、搬出時においては、荷崩れや飛散等が生じないようにシートカバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

## オ 景 観

本計画の実施に伴い、計画建物及びバス駐車場が出現するが、工場、業務・商業施設、住宅等が混在した市街地の景観構成要素に変化はないと予測し、近景域からの眺望については、眺望の状況は変化するが、接道部緑化などにより周辺の緑との連続性が確保され、沿道景観等との調和が図られ、中景域からの眺望については、周辺の既存の建築物群と一体となり、多摩川からの市街地景観に大きな変化はないと予測している。

さらに、多摩川沿川の建築物にふさわしい色彩や意匠に配慮するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和を保つものとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

## カ 日照阻害

本計画の実施に伴い、計画建物による日影の影響を受ける既存建築物は、冬至日の平均地盤面において、工場及び事務所の3棟であり、その内訳は、1時間未満2棟、1時間以上～2時間未満1棟としている。また、計画建物の配置は南東側に寄せ、建物高さは一部塔屋のみ19mとするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしている。

しかしながら、日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について説明すること。

#### キ テレビ受信障害

本計画建物による地上デジタル放送の遮へい障害の範囲は、東京デジタル局及びテレビ神奈川デジタル局ともに計画地内であり、また、反射障害は生じないと予測している。また、衛星放送の遮へい障害の範囲は、計画地から北東方向になり、市道多摩3号線（多摩沿線道路）にかかるが、影響を受ける可能性がある建築物はないと予測している。さらに、工事中においてクレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させることはないものとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

#### ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、ピーク時において、交差点需要率は、工事中が最大0.774、供用時が最大0.765で、いずれも交通量の処理が可能な目安である交差点需要率0.9を下回り、また、交通混雑度は、工事中が最大0.944、供用時が最大0.944で、いずれも交通量の処理が可能である1.0を下回るほか、無信号交差点における交通処理については、供用時の平日・休日のピーク時間帯において、非優先側将来交通量が非優先側将来交通容量を下回り、処理可能と予測している。また、バスの運行計画では、多摩川沿線道路の交通量・渋滞状況等を踏まえ、右折出庫・左折出庫の台数を計画しており、さらに、工事中は、工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な安全管理を行うほか、供用時は、通勤には極力公共交通機関を利用するよう図り、通勤車両台数を低減するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、車両ルート区間の大部分で、歩道等交通安全施設が設置されていないが、市道多摩3号線（多摩沿線道路）に並行している多摩川の堤防にはサイクリング道路が整備されており、歩行者等についても交通安全は確保されると予測している。さらに、工事中は、車

両出入口には交通誘導員を配置し、通行人の安全の確保と交通渋滞等の発生防止に努め、供用時は、バスの運行にあたっては、輸送の安全を確保するため、運輸安全マネジメントに全社員が一丸となって取り組み、取引業者に対しては、安全運転の遂行を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、沿道の生活環境の保全に支障はないものとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、車両ルート区間の大部分で歩道等交通安全施設が設置されていないこと、現況も計画地周辺で渋滞が発生していることから、事業の実施にあたっては、交通安全対策を最優先し、渋滞に配慮した運行管理に努めるとともに、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事にあたっては、車両ルートの周辺住民等に対し、事前に工事説明等を行い、交通安全対策や工事の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

## ケ 安 全

本計画では、危険物に該当する軽油、キシレン及びトルエン等を含む塗料、溶剤等を使用するが、「消防法」等に規定される基準を遵守し、安全対策を実施するとともに、防火管理業務を実施する計画であることから、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等について安全性が確保されると予測している。さらに、安全確保のための組織体制を整備し、災害時の対応などについて、従業員等に対する教育、訓練を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置について、その積極的な取組を図ること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成23年	7月25日	自主的環境影響評価実施申出書及び準備書の受理
	8月1日	準備書公告、縦覧開始
	9月14日	準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	11月2日	見解書受理
	11月9日	見解書公告、縦覧開始
	12月8日	見解書縦覧終了
平成24年	1月6日	審査書公告、事業者あて送付